

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第 19 条の 5 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 第 7 条の 3、第 14 条の 3（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項又は第 19 条の 6 第 1 項の規定による命令に違反した者

第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。